

| | |
|-----------|--|
| 件名 | 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 保険課 |
| 関係課 | |
| 改正対象 | 松前町国民健康保険条例(昭和40年4月1日公布松前町条例) |
| 根拠法令等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号) ・ 厚生省児童局企画課長通知(昭和34年6月20日児企第42号) ・ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う通知の取扱いについて(国民健康保険関係)(平成12年3月31日保発第65号) |
| 改正理由 | <p>国民健康保険法の改正により「国民健康保険運営協議会」が「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改正されたため、所要の改正を行う。</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により医療費が公費で負担される「児童福祉施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの」を国民健康保険の被保険者としないため改正を行う。</p> <p>「老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定により老人ホームに收容されているものであつて町長が認定したもの」については、根拠となる通知が既に廃止されているため削る。</p> |
| 改正の主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条第1項に「町の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、松前町国民健康保険事業運営協議会(以下「協議会」という。)とする。」の規定を追加する。 ・ 第4条の「老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定により老人ホームに收容されているものであつて町長が認定したもの」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの」に改正する。 ・ 附則で「松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表「14 国民健康保険運営協議会」を「14 松前町国民健康保険事業運営協議会」に改正する。 |
| 施行日 | 公布の日 |
| 【その他参考事項】 | |